

ネットひまわり 会則

(名 称)

第1条 本会はネットひまわりと称する。

(事 業 所)

第2条 本会は事務所を代表宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は会員が情報技術能力を身に着け、情報技術を通して中高年の生きがいをづくり、仲間づくりを推進するため、コミュニケーションの場や、学習教育環境などのプラットフォームを提供するとともに、会員が生き生きとした人間性豊かな生活を営める社会の創造に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 会員の為のパソコン教室及び相談室の開催
- ② 会員の生きがい創成を支援する事業

(会 員)

第5条 本会は第3条に掲げる目的に賛同する個人をもって組織する。

- ① 会員の入会条件は尾北シニアネットの会員であることとする。
- ② 会員として入会しようとする者は規定の入会申込書により申し込むものとする。
- ③ 会員は別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。
- ④ 会員の資格喪失は1、退会届の提出 2、本人が死亡 3、会費未納 4、除名された時

(世 話 役)

第6条 本会に次の世話役をおく

- ・代 表 1名
- ・副代表 1名
- ・講師及び講師補佐 数名

(世話役の任務)

第7条

1. 代表は総務、ML 管理、入退会管理及び本会を代表して会務を掌る。
2. 副代表は代表を補佐し、代表事故あるとき又は不在時はその職務を代行する。
3. 講師及び講師補佐はサークルの勉強会の講師及びその補佐を行う。

(世話役会)

第8条

1. 世話役会は第6条に規定するものをもって構成する。
2. 世話役会はサークル終了時に必要に応じて代表の呼びかけにより開催する。
3. 世話役会の議長は、代表がこれに当たる。
4. 世話役会の議事は、出席者の過半数で決し可否同数の時は議長の決するところによる。

(経 費 等)

第9条 本会の経費は、入会金及び年会費その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月 1 日から翌年3月31日までとする。

附 則

1. 本会則は平成29年4月1日より施行する。
2. 本会の入会金は1000円とする。
3. 年会費は4000円とし、毎年4月末までに納入するものとする。
※途中入会時の年会費は
4～9月：4000円、10月～3月：2000円とする。
但し、世話役の年会費は免除する。
4. 会費を期日までに納付しなかった場合は退会したものとみなす。
但し、代表が特別の事由により会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。
5. 途中退会の場合、納付した会費の返金はしない。

2023/3/31 一部改訂